



知って得する



文花



みまもりだより



2018年04月号

vol.104

文花高齢者
みまもり相談室広報誌

わたしたちのまちの民生委員・児童委員

ご紹介

みまもり相談室と協力し、地域の見守り活動をお手伝いします。どうぞよろしくお願います。



風間 明 民生・児童委員
文花3丁目21～23番
立花4丁目1～6番(担当地区)

民生委員としての任を果たせるよう日々清新な心で一つ一つの課題に取り組んでいきたいと思えます。



小林 美津子 民生・児童委員
立花4丁目7～22番、25番(4～11)、26番(1～14) (担当地区)

文花高齢者みまもり相談室では、地域の皆様の「さりげない見守り」とあわせて高齢者の孤立を防止します。文花・立花の地域をたちばな高齢者支援総合センターと連携して 訪問による相談・支援も行なっています。相談は無料です。個人情報を守ります。

平成三十年四月一日より就任します。たちばなホーム施設長一年目。頑張つてまいりますのでよろしくお願います。



あかおぎ さわ
赤荻 佐和

ご挨拶



はにゆう たかし
羽生 隆司

平成三十年四月一日より、はなみずき高齢者支援総合センターに異動します。たちばな同様よろしくお願致します。



文花高齢者みまもり相談室

【墨田区委託事業】

担当地域 文花、立花

東京都墨田区文花1-32-1(シルバー人材センター内)

電話:03-3614-6511

〈相談受付時間〉

月～金 9:00～17:00(土、日、祝日、年末年始休み)

つながろう、ひとつに、ひろげよう、笑顔を。

担当 **あおしま みちよ たかはし ともよ**
青嶋 美千代 高橋 智代
にしやま ようこ
西山 洋子



ホームページ <http://www.san-ikukai.or.jp/sumida/tachibana/>



ねたきり在宅高齢者等介助者慰労助成事業

在宅で介護をされているご家族に「はり、灸、マッサージ券」を2枚お渡しします。券一枚で4,000円相当の施術（はり、灸、按摩、マッサージ、指圧のうちいずれか）が受けられます。日頃の疲れを癒してみませんか？



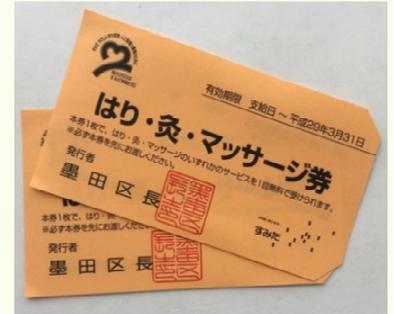
1 対象となる方

介護認定が**要介護3以上**の方（被介助者）を在宅で介助しているご家族のうち、次のいずれかの条件に当てはまる方

- ① 墨田区にお住いの被介助者（65歳以上）を日常介助しているご家族
- ② 墨田区にお住いの被介助者（40～64歳）を日常介助している65歳以上のご家族

2 申請方法

申請書を区役所またはお近くの高齢者支援総合センターまでご提出ください。申請書は上記施設や区のホームページからダウンロードできます。申請には介助者・被介助者の方の印鑑が必要です。また、介助者が区外にお住いの場合、**介助者の本人確認書類**をお持ちください。



3 すでにご申請いただいている方

- ・券の有効期限は、**年度末（平成31年3月31日）**までです。
- ・チケットは**2**枚交付されます。ぜひ期限内にご活用ください。
- ・**自宅への訪問施術に対応している治療所**もあります。ご希望の方はお問い合わせのうえ、ご利用ください！

はり、灸、マッサージ券
※写真は平成28年度のもの

4 利用者の負担金

施術者が利用者のお宅にお伺いして施術した場合、別途施術者の交通費をご負担いただきます。（事前の予約時にご確認ください。）

5 問い合わせ先 墨田区高齢者福祉課支援係 03-5608-6168

緊急通報システム

通報機のボタンを押すことで受信センターに通報が入り、看護師等の専門スタッフが365日24時間体制で対応します。急病時に通報すると、救急搬送の要請及び警備員の現場派遣を行います。急病時以外でも、病気や健康についての相談に対応します。通報がなくても2か月に一度、安否確認の電話連絡を行います。

※ 緊急通報システム設置の際には原則、ご自宅の鍵（複製）をお預りいたします。

※ 現場派遣を行う警備員は、介護スタッフではありませんので、看護や介護は行えません。

<ご利用できる方>

- * 墨田区民で65歳以上のひとり暮らし
又は高齢者のみ世帯の方
- * 固定電話のある方



<利用料金（月額）> 身体や所得の状況により異なります

- ① 0円（慢性疾患があり住民税非課税の方）
- ② 500円（慢性疾患があり住民税課税の方）
- ③ 2,570円（慢性疾患がない方）



本体と
ペンダント型
通報機

【問い合わせ先】

墨田区高齢者福祉課地域支援係
03-5608-6170